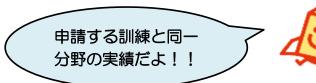
## 実績枠で選定に使用する就職実績について







(令和7年度第2四半期開講コースの認定申請の場合)

求職者支援訓練の選定にて、岡山支部が通知する就職率確定通知書に記載された<u>雇用保険適用就職率の適用日が</u>、申請受付開始日(令和7年4月1日)から1年前の日(令和6年4月1日)が属する月の初日(令和6年4月1日)までの間、

(令和6年4月1日~令和7年4月1日)に該当しない場合、「新規扱い」の申請となります。

《 2024年4月1日 ~ 2025年4月1日 》

雇用保険適用就職率の適用日は、訓練修了後7ヵ月を経過する日となりますので、

令和6年4月1日~令和7年4月1日の期間内に、雇用保険適用就職率の適用日が発生するのは、

訓練終了日が、令和5年9月1日から令和6年9月1日の期間内にある訓練コースが対象となります。

《 2023年9月1日 ~ 2024年9月1日 》

1

(認定様式第14号に記載できる訓練コースです。)

直近3コース、3コースなければ該当するすべてのコースを記載してください。